

「信用リスク検査用マニュアル」に関する意見

平成 11 年 1 月 20 日

P7 (7) ②ロ 赤字・焦付債権等の補填資金、……

(注)「繰越欠損や不良資産等を有する債務者に対する債権については ……
…・当該債権を分類する。」となっているが、もともと債務者区分が要
注意先とされた債務者に対する債権であり、資金使途を分析し 融資シェ
ア分を部分的に分類しても良いとする扱いのように読めるが、それでよ
いか？ 繰越欠損や不良資産見合いの債権部分だけが「Ⅱ」分類となり、
その他は債務者区分が要注意先でありながら、非分類となる。
これは、P19で要注意先債権であっても「正常な運転資金」を分類対
象外債権として認め非分類にする論理とも矛盾しないか。

P15 八、破綻懸念先 (ロ)

「金融機関等の支援がなければ……・・債務者」に対して一定の要件を満た
している限り、破綻懸念先とせず、要注意先と判断できることになっている
が、この前提には以下のようなことが想定されているものと考えられる。

- a、 金融機関が支援を継続する限り、近い将来債務者の財務内容は改善し、
債権の回収がより確実視される。
- b 破綻懸念先に区分されるような債務者に対しては、すなわち回収に重大
な懸念がある債務者に対する新規融資は、商法上取締役の背任行為にあ
たる。言い換えれば、破綻懸念先債務者に対して、新規融資はない。

経営支援先に関しては、以上のような考え方が基本にあるものと思慮するが、

経営改善計画の実現可能性について、景気、経済情勢や事業環境の変化、事業そのものの将来性等実務上予測が極めて困難なケースが予想される。

明らかに経営改善計画の実現性に合理性が認められない場合は別として、これらの予測を巡って金融検査官と金融機関、会計監査人等関係者の間で判断が必ずしも一致する保証はない。まして現下の景気情勢のもとでは、こうした債務者の業績が計画どおり改善に向うケースは少ないものと思われる。債務者にしてみれば、経営改善計画が芳しくなければ金融機関の新規融資がストップし破綻に向かう可能性も大きくなる。

経営支援を継続するか否かの重要な経営判断にかかる責任は、専ら金融機関の経営者が負担するべきであって当局や、会計監査人が負担すべきものではない。

こうした観点から……………

- A. 経営改善計画の計画期間を原則 5 年と画一的に決めてしまうには如何なものかと思われる。経営環境、景気情勢等もあり、債務者の事業内容、事業の性格により、計画期間はさまざまケースバイケースの個別判断で良いのではないと思われる。

更に計画の進捗状況について、売上高等及び当期利益が事業計画に比し 8 割以上とあるが、8 割の根拠はなにか？半年度か、累積か、特殊要因は加味できるのか、……等々ここまで具体的に示さなくとも良いのではないか、一度ある種の数値や割合が示されると既定事実化してしまいこの解釈を巡って実務上で混乱をきたす恐れがある。

こうした場合の判断については、金融機関の経営者の判断を尊重し一方で厳しく自己責任を求めて行くことにしてはどうか。

- B. 計画期間終了後の債務者区分が、破綻懸念先に近い要注意先（要管理債権）から正常先に近い要注意先となる計画で良いのではないか。
- C. 全ての取引金融機関の取締役会の承認を文書で入手するのは、実務上困難ではないか。
- D. 支援の内容が、融資残高維持に止まりとなっているが、経営改善計画を進める上で最小限の運転資金の追加融資が必要な場合も想定される。経営改善計画で策定する運転資金の追加融資は認めるべきであると思う。

また、一つの提案として、このような債権は「金融機能再生緊急措置法」における債権区分にいう要管理債権とし公開し、貸倒引当率も画一的に 10%

～15%で対応してはどうか。

P16 二、実質破綻先

(ロ)

「実質的に長期間延滞している」を、6ヵ月以上の延滞としているが、6ヵ月の延滞で実質破綻先とするのは早急ではないか。

P27

償却・引当基準の制定

償却・引当基準は「金融機能再生緊急措置法第7条」の規定に基づく資産査定の開示内容との関連において制定されなければならないものと思われる。

現行の開示制度は、債務者区分、資産の分類に関する判定要素の一部を開示しており、償却・引当基準とは関連付けられていない。開示内容に対してどの程度の引当が必要であるか、逆に引当を要する不良債権がどの程度存在するのか現行の開示情報からは分らない。

当マニュアルでは、このことをどのように扱うのか？そのことがふれられていないのではないか。

P28

2、償却、引当体制の整備状況

「償却、引当は、営業関連部署において、個別貸倒引当金についての第一次の算定を行い……」とあるが

償却、引当等は、会計上決算整理事項であり、本部機能を担う部署において一括処理するするのが一般的な実務であり、営業関連部署や本部貸出承認部署において、一次、二次と積み上げて算定することに牽制機能を期待することとはできないのではないか。

債務者区分、債権の分類が正しく行われた後は、本部で全店ベースの統一した基準で償却、引当額の算定を行い、その結果について独立した監査部署において検証が行われることになるのではないか。

一般貸倒引当金に関する基礎

- * 正常先に関しては今後1年の予想損失額を、要注意先に関しては今後3年間の予想損失額を貸倒引当金として計上しなければならないとされているが、何故、要注意先が今後3年間の予想損失額を引当しなければならないか？
- * 「要注意先に対する債権について、要管理債権である債務者とそれ以外の債務者を分けて予想損失額を算定することが望ましい」とあるが、むしろ要管理債権の中に、P15ハ（ロ）に該当するような支援先が含まれると考えられるので、このような債務者に関する信用リスクはそれ以外の要注意先債務者よりはるかに高いものと想定されるので、「……望ましい」のではなく、「……ねばならない」とすべきではないか。

P31

①破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金

イ、ロ、と貸倒引当金の計上方法が示されているが、実務的にこれらの方法を適用するとなると、……、

イ、予想損失率の算定について、具体性がなく適用に疑問が残る

また、キャッシュフローの見積もりに関しても合理的に見積もりのできるケースは、実務上ごく限られてくるのではないか。

ロ、破綻懸念先債権の債権市場における売却可能額は、その殆どが担保の処分可能価額であると予想される、担保の処分可能価額以外の回収可能額を見積もること事実上困難である。

このような債権の評価に関して、我が国の会計慣行上も、確立した方法はなく上記イ、ロ、程度の理論的計上方法だけをマニュアルに示されても実務上混乱するのではないかと考えられる。

会計実務においては、投資価値の評価、債権の回収可能性等資産の評価に関して、とかく主観（恣意性）が介入しやすく、保守的判断をする経営者とそうでない判断をする経営者が生じることは否めない事実である。

このようにこと評価に関しては幅があり困難な問題を伴うため、実務ではある種の割り切りで画一的処理をしているのが実情ではないか。

税務上の債権償却特別勘定の50%引当率が会計実務上採用されてきたのも、ある種の会計的判断における割り切りの顕著な事例ではなかろうか。

金融機関における債権の評価は、一般事業会社の会計における資産の評価とは比較にならないほど重要なテーマであり、財務内容に与えるウエイトも高い、

しかも、金融機関の健全性確保の点からも、金融機関の経営者の主観的判断を
余り介入させてはならず、自己査定の結果について各金融機関は同じ基準によ
る評価（引当金の計上）を求められている。

平成 10 年 8 月期における引当率は各金融機関でどうであったか知る良しもない
が、おそらく相当のバラツキがあったのではないかと。

マニュアルに示された程度の基準では各金融機関の判断を統一することはでき
ないばかりか、当局の検査において引当率の妥当性を巡って絶えずトラブルが
発生することになるのではないかとと思われる。

こうした観点から、一つの提案として破綻懸念先債権について、貸倒引当金の
引当率は破綻懸念先のリスクの程度に応じて 9 段階程度に区分し、全体の引当
率が 50% 以上なることを条件とし、それぞれの区分に応じた率を予め画一的
に決めては如何でしょうか。

以上